



11月13日(土)

市総合防災訓練を実施

市民の皆さんの防災意識や市職員の災害対応能力の向上を目的に、大規模な地震・津波を想定した市総合防災訓練を実施します。

今回はコロナ禍においても、安心して防災訓練に取り組めるよう、防災訓練期間を設けています。

主な訓練内容

○自主的な訓練を
市では、十一月五日の「津波防災の日」から十四日までを防災訓練期間とし、市民の皆さんの自主的な訓練を呼び掛けています。市防災講座を視聴したり、備蓄品の確認を行ったりするなど実施できる訓練から取り組んでみましょう。

○各地区での訓練

津波避難訓練や避難所開設訓練のほか、特性の異なるさまざまな情報媒体を使用して行う情報伝達訓練や防災講話などを行います

〈表1〉。
とき 11月13日(土) 8時30分～11時30分

訓練

11月13日(土) 8時30分
震度5強の地震が発生 津波警報が発表

※防災行政無線のサイレンを鳴らすほか、緊急速報メール・市防災メールの配信や、FMいわきの緊急割り込み放送などを行います。

11/5(金)～14(日)の防災訓練期間に自主的に訓練してみよう！

- ①まち歩きをしよう！
お住まいの地区の防災マップやハザードマップを見ながらまち歩きを行い、避難所までの経路や普段の通勤・通学経路の危険箇所を確認しましょう。
- ②動画で学ぼう！
防災を気軽に学べる動画「市防災講座」を動画投稿サイト「ユーチューブ」で公開しています。災害対応能力の向上のために必要な情報を盛り込んでいますので、活用してください。

市防災講座
- ③備蓄品・非常持出品の確認をしよう！
災害に備え、日頃から家庭で食料や飲料水などの備蓄を行いましょう。また、この期間に食料の賞味期限や非常持出品などの確認、器具の点検をしましょう。

11月13日(土)に自主的に訓練してみよう！

- ①シェイクアウト「I w a k i」
8時30分に地震が発生したと想定して、その場で安全を確保する行動を取りましょう。

まず低く 頭を守り 動かない
- ②津波避難訓練
地震の後、津波警報が発表されたという想定で緊急速報メールを配信します。
沿岸部の津波浸水想定区域内に居住または勤務する市民の皆さんは、避難場所まで歩き、安全なルートを確認しましょう。



○お問い合わせ
災害対策課
地域防災係
☎22・1153

〈表1〉各地区の実施会場および主な訓練の内容

地区	実施会場	主な訓練内容	お問い合わせ
平	豊間中学校、各地区津波避難場所	津波避難訓練・避難所開設訓練など	災害対策課 ☎22-1242
小名浜	あすか製薬株式会社いわき工場、企業交流会館、各地区津波避難場所	シェイクアウト訓練・津波避難訓練・自動車避難訓練・図上訓練（D I G）など	小名浜支所 ☎54-2111
勿来	植田小学校、各地区津波避難場所	シェイクアウト訓練・津波避難訓練・避難所開設訓練など	勿来支所 ☎63-2111
常磐	常磐支所ほか	原子力防災訓練（実動訓練）	常磐支所 ☎43-2111
内郷	内郷コミュニティセンター	避難所開設訓練・避難所運営ゲーム（HUG）・非常食配布など	内郷支所 ☎26-2111
四倉	四倉高校体育館、各地区津波避難場所	津波避難訓練・避難所開設訓練など	四倉支所 ☎32-2111
遠野	遠野支所ほか	原子力防災訓練（実動訓練）	遠野支所 ☎89-2111
小川	塩田集落農事集会所	避難所開設訓練・情報伝達訓練・救命訓練など	小川支所 ☎83-1111
好間	好間公民館	避難訓練・避難所開設訓練・資機材取り扱い訓練など	好間支所 ☎36-2221
三和	三和ふれあい館	避難訓練・避難所開設訓練・図上訓練（D I G）など	三和支所 ☎86-2111
田人	田人ふれあい館	避難所開設訓練・防災動画の視聴など	田人支所 ☎69-2111
川前	川前活性化センター	救急救命訓練など	川前支所 ☎84-2111
久之浜・大久	久之浜・大久支所、久之浜中学校、各地区津波避難場所	津波避難訓練・避難所開設訓練・支援物資搬入訓練など	久之浜・大久支所 ☎82-2111

※衆議院議員総選挙投票日の日程や災害の発生、新型コロナウイルスの感染状況などにより、訓練が中止・変更になる場合があります。



権利擁護・成年後見センター

離れて暮らす認知症の家族や障がいのある子どもの将来。そんな不安を感じている方のサポートをしている「権利擁護・成年後見センター」について紹介します。

○お問い合わせ

保健福祉課地域福祉推進係（権利擁護・成年後見センター）

☎27-8571 FAX 27-8640 ✉hokenfukushi@city.iwaki.lg.jp

権利擁護・成年後見センターって何をしているの？

- ・虐待の予防や成年後見制度の利用に関する普及啓発活動
- ・権利擁護に携わる人材の育成
- ・無料法律相談、相談の受け付け

成年後見制度って何？

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が十分ではない方や虐待等で権利侵害を受けている方などが、財産管理や契約行為で不利益を被ることのないよう、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。成年後見人等は、親族や弁護士などの専門職のほか、市民後見人と呼ばれる方々も担っています。

第4期市民後見人養成講座の事前説明会を開催

市民目線で寄り添い、丁寧な見守り活動ができる「市民後見人」として活動する方を募集するに当たり、事前説明会を開催します。

- ▶とき 11月6日(土) 13時30分～15時30分
- ▶ところ 市文化センター
- ▶内容 医療創生大学鎌田真理子教授による講演と同講座の概要説明
- ▶対象 市内に住民登録のある20歳以上70歳未満の方
- ▶定員 50人（応募多数時抽選）
- ▶申し込み方法 各支所・地区保健福祉センターに備え付けの申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、〒973-8408 内郷高坂町四方木田191 権利擁護・成年後見センターへ（FAX・☎可）
- ▶申込期間 10月11日(月)～29日(金)必着

無料法律相談を実施

- ▶とき 第2・3・4木曜日 14時～16時30分
- ▶ところ 総合保健福祉センター
- ▶申し込み方法 希望日の2週間前までに同センターへ☎で

お気軽にご相談ください

同センターでは、各地区保健福祉センター・地域包括支援センターと連携し、支援を必要とする方やその家族の方からの相談を電話や窓口でお受けしています。お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難行動の在り方

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合は、必ずしも避難所や避難場所に行く必要はありません。お住まいの地域がどのような災害リスクを抱えているか、次の1～3を参考に、突然起こる災害に備えましょう。



1 自宅外への避難が必要かあらかじめ確認しましょう

自宅や職場など普段自分がいる場所や建物の災害リスクをハザードマップで確認するとともに、災害発生時に取るべき避難行動を「避難行動判定フロー」などで確認し、安全な避難場所を事前に決めておきましょう。



避難行動判定フロー

2 自宅外への避難が必要な方へ

○避難所に避難するときも感染防止対策の徹底を

コロナ禍における避難所の開設にあたり、市では検温や手指の消毒、定期的な換気、フィジカルディスタンス（身体的距離）の確保など、これまで以上に感染防止対策を行います。

避難所に避難する市民の皆さんも、マスクの着用や手洗い、消毒の実施などの感染防止対策を徹底しましょう。

○大雨・洪水災害時には自動車での車中避難を検討しましょう

大雨や洪水などの災害時に避難する場合は、避難所での密集を避けるため、車中での避難も選択肢の一つとして検討しましょう。車中避難が可能な場所として、指定避難所の駐車場などがあります。事前に市ホームページで確認しておきましょう。



津波災害時は要注意!!

津波災害時に高台など最寄りの安全な場所へ避難するときは原則、徒歩による避難を推奨しています。津波災害時の自動車による避難は、渋滞による混乱や交通事故による道路閉塞、徒歩避難者の通行の妨げになるなど、さまざまなリスクがあります。

3 新型コロナウイルスに感染されている方や濃厚接触者の方へ

自宅外への避難が必要な場合は、高台など安全が確保された場所で車中避難をしてください。なお、避難所への避難を希望される場合には、防災メールなどでお知らせする問い合わせ先へ事前に連絡してください。



防災に関連したお役立ち情報サイトを紹介!!

○大雨・洪水警報の危険度分布「キキクル」

大雨や洪水などの災害の危険性がどの程度高まっているかを、市町村別に地図上で視覚的に知ることができます。

気象庁のホームページ▶



○国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

想定最大規模の洪水や津波、土砂災害などの想定区域の情報が簡単に確認できます。

ポータルサイト▶

